

事業系ごみは適正に処理しましょう

事業活動に伴い排出されるごみについては、廃棄物処理法の主旨にのっとり、事業者自らの責任と負担ですべてのごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物、資源物）を処理していただきます。

ごみの量や種類に関わらず、地域のごみ集積所に出すことはできません。廃棄物の処理が事業者自らできない場合は、許可業者に依頼し処理してください。

米子市クリーンセンター及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザは、一般廃棄物を処理する施設です。

事業活動に伴って生じた「産業廃棄物」等については、受け入れすることができません。

受け入れのできない廃棄物がある場合には、事業者の責任において適正に処理してください。

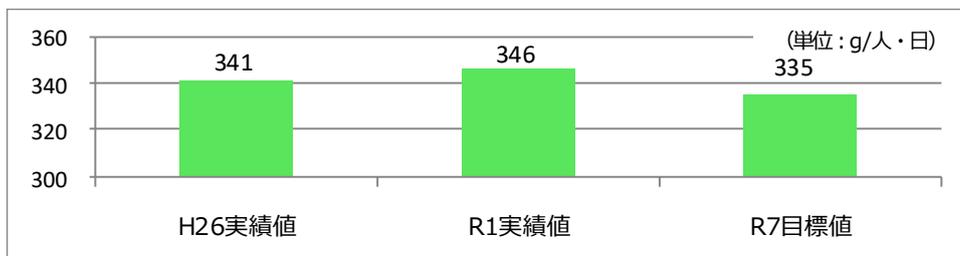
○ 事業活動とは？

「事業」とは、企業の形態等は問わず、事務所・商店・工場・農業・漁業など業（なりわい）として営まれるすべての事業活動をいいます。

○ 米子市一般廃棄物処理基本計画

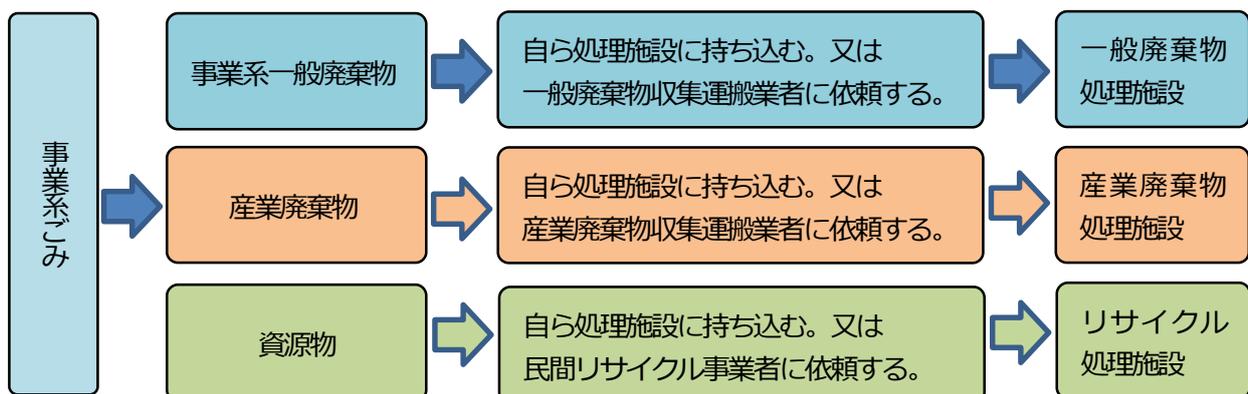
米子市の事業系ごみは、県内市町村や米子市と同規模の類似団体と比較して排出量が多い傾向にあります。

令和3年2月に策定した第4次米子市一般廃棄物処理基本計画において、事業系ごみの減量・及び資源化を重点施策としており、米子市クリーンセンターに搬入される事業系ごみの令和7年度の排出目標値を下記のとおり設定しています。



事業系ごみの減量、資源化にご協力をお願いいたします。

○ 事業系ごみの処理の流れ



○事業活動に伴って生じる廃棄物の具体品目の一例

種類	代表的な品目
紙くず ※1	リサイクル可能な紙類 新聞・チラシ  本・雑誌・包装紙 コピー用紙・紙袋等  ダンボール・紙箱 
	リサイクルできない紙類 感熱紙、シール、ビニールコート紙、防水加工紙、和紙、 粉洗剤の紙箱、汚れた紙、写真等
木くず ※2	木製の机、椅子、 選定枝等 
繊維くず ※3	天然繊維（作業着、毛布等） 
動植物性残さ ※4	厨芥ごみ、残飯、食品の売れ残り等 
その他	落ち葉、刈草等 
産業廃棄物	缶・ビン類、ペット ボトル ※5 
	廃プラスチック類 ※5 発泡スチロール、タイヤ、ポリバケツ、 ビニールシート等 
	金属くず ※5 一斗缶、スチール机、 金網、金庫等 
	ガラスくず、コンクリー トくず、陶器くず ※5 
	複数の素材ででき たもの ※5 乾電池、蛍光灯等 
	その他 ※5 家電リサイクル法対象品目、廃油、 小型家電製品、パソコン、汚泥等 

代表的な素材を参考に作成しています。作られている素材等によって種類が異なる場合があります。

- (※1) 建設業、出版業、新聞業、紙・紙加工品製造業、製本業等から排出される紙くずは産業廃棄物になります。
- (※2) 建設業、木材・木製品製造業等から排出される木くずは産業廃棄物になります。
- (※3) 建設業、繊維工業等から排出される繊維くずは産業廃棄物になります。
- (※4) 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業等から排出される動植物性残さは産業廃棄物になります。
- (※5) これらの品目においては、事業活動に伴って生じる全てのものが産業廃棄物になります。

○ごみの減量及びリサイクル（再資源化）の推進

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、循環型社会形成推進基本法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法（環境物品調達推進法）など、ごみの減量化と資源化を推進する法律が制定され、事業者の責任が強く求められています。

発生抑制

ごみの発生を減らすために、次のことについてご協力をお願いします。

- ・過剰に購入している原料・資材等がないかの見直し
- ・作りすぎ、売れ残りが発生しないような工夫
- ・使い捨て製品は、繰り返し使用できるものやリサイクルしやすい製品など環境にやさしい製品に変えることが出来ないかの見直し
- ・簡易包装の推進
- ・オフィス古紙の減量化（コピーの取り方の工夫やペーパーレス化）

リサイクル

ごみの減量化と資源の有効活用のために、リサイクルにご協力をお願いします。

代表的なリサイクル品目

- ・古紙類
ダンボールのほか新聞紙、本、雑誌、雑紙なども再資源化が可能です。
再生処理施設により処理ができる紙の種類が異なるため、「古紙回収業者」又は「収集運搬業許可業者」に分別や出し方についてお問い合わせ下さい。



- ・缶、ビン類
飲料、食品類用の缶、ビン類は、資源物となります。
再生処理施設により分別方法が異なるため、「回収業者」又は「収集運搬業許可業者」に分別や出し方についてお問い合わせ下さい。



- ・ペットボトル 
「PET」のリサイクルマークがある飲料、調味料の容器は、新しいプラ容器の原料となります。

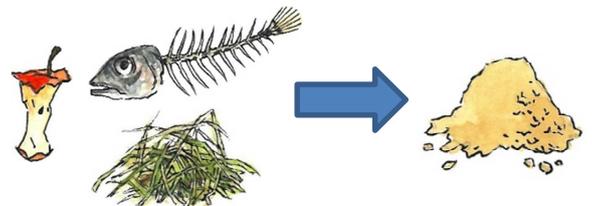
- ・食品（動植物性残さ）
食品リサイクルを行う再生利用事業者により、飼料又は堆肥の原料となります。

[登録再生利用事業者一覧表](#)

[検索](#)

- ・枝木、刈草など
処理施設にて堆肥化の原料となります。

- ・繊維、布類など
リサイクル事業者により回収を行っています。



これらの他にもいろいろなごみの減量方法やリサイクル方法があります。皆さんの事業所でもアイデアを出し合って、実践をお願いします。

ごみの減量及びリサイクルの推進は事業者にもメリットがあります

ごみ処理経費の削減

環境負荷の低減

企業のイメージアップ

○事業系一般廃棄物を許可業者に収集・運搬を委託する場合

米子市内で許可を有している許可業者と委託契約をしてください。

一般廃棄物収集運搬業許可業者（可燃ごみ及び不燃ごみ）

令和6年1月現在

許可番号	一般廃棄物収集運搬業許可業者	所在地	電話番号
5	(有)みつわ衛生社	米子市安倍 22 番地 1	0859-29-4461
8	宮松 順一	米子市両三柳 1588 番地	0859-29-1270
10	(有)アールクリーン	米子市蚊屋 733 番地	0859-27-1012
11	(有)井上商店	米子市兼久 695 番地 7	0859-26-4711
13	(有)K・Cサービス	米子市両三柳 4331 番地 2	0859-21-7522
14	(有)海老田金属	米子市上福原 1329 番地 13	0859-33-1534
16	(株)サイキ	米子市夜見町 1846 番地 14	0859-29-2540
18	(有)大成商事	米子市夜見町 3088 番地	0859-24-1056
19	谷野 幸子	米子市彦名町 380 番地 1	0859-53-4319
20	(有)米子環境サービス	米子市新開六丁目 10 番 10 号	0859-33-8104
22	(有)花岡商店	米子市夜見町 3035 番地 4	0859-29-5752
27	(株)三原商店	米子市夜見町 2487 番地 3	0859-29-6002
28	(有)三和産業	米子市高島 19 番地 13	0859-21-7313
29	(有)安井環境衛生社	米子市永江 1012 番地	0859-26-1737
32	(有)青空カンパニー	米子市富益町 171 番地 1	0859-25-1991
33	(有)エコプラント	米子市大篠津町 3331 番地	0859-30-4980
34	中村 武	米子市富士見町 75 番地 14	0859-33-5736
36	(有)ケイ・エヌサービス	米子市吉谷 660 番地 3	0859-26-5073
51	アースサポート(株)	島根県松江市八幡町 882 番地 2	0852-37-2890
53	(有)淀江清掃社	米子市淀江町西原 635 番地 5	0859-56-2311
55	濱田 敏明	米子市両三柳 939 番地 6	0859-24-0653
85	(株)山陰クリエート	米子市和田町 2162 番地 1	0859-25-1121

一般廃棄物処分業許可業者

許可番号	一般廃棄物処分業許可業者	所在地	電話番号
1	(有)大成商事	米子市夜見町 3088 番地	0859-24-1056
3	(株)山陰クリエート	米子市和田町 2162 番地 1	0859-25-1121
4	(株)丸福	米子市淀江町佐陀 712 番地2	0859-56-2821
5	(有)海老田金属	米子市上福原 1329 番地 13	0859-33-1534

※米子市一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可業者に関する詳しい情報は、米子市のホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/12272.htm>）に掲載しています。

○事業系ごみをを直接運搬する場合

各施設の受け入れ基準に従い、廃棄物処理施設に直接搬入することができます。

区 分	処理施設	処理手数料	備 考
可燃ごみ	米子市クリーンセンター 米子市河崎 3280-1 電話:0859-30-0270	10 kgあたり 199 円	産業廃棄物は搬入できません。
可燃ごみ (食品残さ)	(有)山陰エコシステム 境港市中海干拓地 456 電話:0859-47-5700	施設へお問合せ ください	食品リサイクル法の該当事業所 ※米子市クリーンセンターへも搬入 できます。ただし、産業廃棄物は搬入 できません。
缶 ビン ペットボトル	産業廃棄物施設 リサイクル事業者	事業者へお問 合ください	(一社)鳥取県産業資源循環協会 電話:0858-26-6611 鳥取県西部再生資源事業協同組合 電話:0859-68-5933 (※1)
古紙類	リサイクル事業者	事業者へお問 合ください	鳥取県西部再生資源事業協同組合 電話:0859-68-5933
発泡スチロール	産業廃棄物施設	施設へお問合 せください	(一社)鳥取県産業資源循環協会 電話:0858-26-6611
乾電池 蛍光管 水銀体温計	産業廃棄物施設	施設へお問合 せください	(一社)鳥取県産業資源循環協会 電話:0858-26-6611

(※1) 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ 西伯郡伯耆町口別所 630
(電話:0859-68-4071) へも搬入可能です。

米子市のホームページで、
「事業系ごみの出し方や注意」に関する情報を案内しています。
<http://www.city.yonago.lg.jp/2067.htm>



○事業系ごみの処理に関するよくある質問

Q1 事業所で発生したごみ（事業系一般廃棄物）を、米子市の指定ごみ袋に入れて地域のごみ集積所に出してもいいですか？

A1 事業所から排出されるごみは、地域のごみ集積所に出すことは出来ません。廃棄物処理法の主旨にのっとり、事業者自らの責任と負担で処理をしていただきます。市の収集車では、事業所から排出されたごみは回収しませんので、事業者自ら処理するか、許可業者に依頼し処理してください。

Q2 事業系ごみの処理は業者に任せれば問題ないですか？

A2 廃棄物処理法により、事業者は、ごみの発生から最終処分まで適正に処理されるよう管理する義務があります。そのため、排出したごみが不法に投棄又は処理された場合は、排出した事業者にも責任が及びます。適正処理の観点から、委託業者の許可証の確認や処分先の選択について、責任を持って行ってください。

Q3 米子市以外の店舗で発生した可燃ごみ（事業系一般廃棄物）を、米子市クリーンセンターに持込んでも良いですか？

A3 米子市以外で発生したごみを米子市クリーンセンターで処理することは出来ません。処分先については、ごみが発生した市町村区にご相談ください。

Q4 個人で営む農業で発生するごみは、事業系ごみに該当しますか？

A4 小規模であっても、事業活動に伴って排出されるごみは事業系ごみとなります。なお、ご自宅で消費する分を栽培する家庭菜園で発生するごみであれば、家庭ごみとなります。

Q5 店舗兼住宅から出るごみは、事業系ごみですか？家庭ごみですか？

A5 事業活動に伴って出たごみは事業系ごみとなり、生活に伴って出るごみは家庭ごみとなります。それぞれ適正に処分をお願いします。

Q6 シュレッダー処理した紙は古紙類で出せますか？

A6 窓付き封筒のビニール部分、カーボン紙等の禁忌品や、ホチキス針、セロハンテープ等の紙類以外の異物が混ざっていない状態であれば資源化することができます。詳しくは、リサイクル事業者と相談してください。

お問い合わせ先

事業系一般廃棄物の処理等について…

米子市市民生活部 クリーン推進課 廃棄物対策担当 米子市河崎3280-1 ☎0859-23-5300

産業廃棄物の処理等について…

鳥取県西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課(廃棄物担当) 米子市糺町1-160 ☎0859-31-9323

産業廃棄物の処理業者について…

一般社団法人 鳥取県産業資源循環協会 倉吉市上井町1-138 ☎0858-26-6611